

南箕輪村いじめ防止基本方針

平成 31 年 3 月

南 箕 輪 村
南箕輪村教育委員会

目 次

はじめに	1
一 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
1 いじめとは	1
2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめ未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの適切な対応	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
二 いじめ防止等のための対策	3
1 村の取組	3
(1) 南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会の設置	
2 教育委員会の取組	4
(1) 教育委員会におけるいじめ問題対策	
(2) 南箕輪村いじめ問題専門委員会の設置	
(3) 相談支援体制の整備	
(4) いじめへの対応	
(5) 地域や関係機関との連携	
(6) 子どもを主体とした取組の推進	
3 学校の取組	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置	
(3) いじめ防止等に関する取組	
4 保護者・家庭の役割	7
5 地域の役割	7
6 重大事態発生時の対応	7
三 その他いじめ防止等のための取組	10
【参考 1】 重大事態発生時の対応	11
【参考 2】 いじめ防止対策推進法抜粋	12
【参考 3】 小中学校いじめ防止関係宣言	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。

南箕輪村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の皆さんが安心して学校生活を過ごせるように、「いじめは絶対許されない行為であるが、どの学校においても起こり得るものである」という意識を持ち、その防止と対策に取り組んできました。

また、いじめ問題にかかわっては、学校では教職員が一人で抱え込まずに、教職員全員が一丸となって組織的な対応をすることが必要です。さらに、保護者や地域の皆さん、関係機関と連携して取り組むことも欠かせません。

こうした中で、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」が施行され、同法第 12 条の規定に基づき、国及び長野県の定めた「いじめ防止等のための基本方針」を踏まえ、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために「南箕輪村いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定することにしました。

一 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめとは

この基本方針において『いじめ』とは、法第 2 条にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校と教育委員会が連携して取り組むべき課題です。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり社会全体で見守っていくことがいじめ防止につながります。

(1) いじめの未然防止

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考えではなく、未然防止に力点を置いた、いじめの起こりにくい学校づくりを進めます。

- ・ 児童生徒に「いじめは絶対許さない」ことや、一人ひとりの人権を守ること、命の尊さについて理解を促す。

- ・ 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・ 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする大切な機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるように指導する。
- ・ 児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもを見守り、かかわっていくことが大切です。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにします。次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要です。

- ・ 「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ・ 学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすいようにする。
- ・ 相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒、保護者の信頼関係の構築を図るとともに、児童生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
- ・ 学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめの適切な対応

学校でいじめが確認された場合、次の点を大切に、対応することが必要です。

- ・ 学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する。
- ・ 対応にあたっては、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をする。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実・活用を図り、関係する児童生徒への指導、支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておく。

(4) 地域や家庭との連携

学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、地域や家庭の理解と協力が欠かせません。

このため、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題を含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携した対策を進めていく必要があります。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題の対応において、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により、十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会の支援のもと心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方自治体等関係機関との適切な連携も必要になります。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められます。

二 いじめ防止等のための対策

1 村の取組

村は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図り、情報の共有化に努めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 に規定する総合教育会議等を活用するとともに、いじめ防止等の対策のための組織を設置します。

(1) 南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ問題への対応においては、関係機関との適切な連携が必要です。村は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の情報共有体制を構築し連携を図るため、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、「南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。協議会は、学校関係者、児童福祉や警察等関係機関、法律や福祉に関する団体や保護者の代表等で構成します。

協議会は、次のような事項について協議します。

- ① 学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握
- ② 関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解
- ③ 村や学校におけるいじめ防止等の取組の提言や評価
- ④ 新たな知見や見解に基づくいじめ予防教育のあり方
- ⑤ その他、必要な事項

2 教育委員会の取組

(1) 教育委員会におけるいじめ問題対策

教育委員会は、総合教育会議等での検討を踏まえ、いじめ防止等に関する関係機関、団体の連携強化を図るため、学校や地域におけるいじめの状況等の把握や関係機関、団体等によるいじめ防止の取組についての情報の共有化を図ります。

また、いじめ防止等の取組に関して、学校訪問等を通して日常的な指導や助言を行うとともに、各学校のいじめの発生状況や対応の状況を調査、把握して早期発見、早

期対応に生かします。

(2) 南箕輪村いじめ問題専門委員会の設置

協議会との円滑な連携の下に、この基本方針に基づく村におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、必要に応じて「南箕輪村いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

また、専門委員会は、重大事態が発生した場合に、当該事態に係る事実関係を調査・審議するための組織とします。そのため、専門委員会は、長野県教育委員会を連絡窓口として職能団体から推薦を受け、医師、弁護士、臨床心理士等、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者等で構成し、公平性・中立性・客観性が確保されるよう努めます。

専門委員会は、次のような機能を有します。

- ① 教育委員会の諮問に応じ、基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的知見からの審議を行います。
- ② 学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受けた教育委員会が、法第24条の規定に基づき自ら調査を行う必要がある場合にこの専門委員会を活用します。
- ③ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ります。

(3) 相談支援体制の整備

教育委員会及び子育て教育支援相談室等を窓口とし、村民等の来所、電話等による相談を受け、早期発見や早期の適切な対応を図ります。

また、学校で把握したいじめについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な対応を行うとともに、保健師等との連携による対応を進めます。

(4) いじめへの対応

- ① 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し、必要な助言・指導を行います。
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を速やかに講じます。
- ③ 法第28条に定める「重大事態」に対し、同条の規定に基づき必要な措置を講じます。
- ④ インターネット上で問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して速やか

に対応します。

(5) 地域や関係機関との連携

いじめ問題の防止や解決のためには、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことが大切です。

そのためにも、PTA活動や公民館活動、青少年健全育成会活動、放課後児童クラブ、信州型コミュニティースクールなどを通じて、いじめ問題に対する地域全体の意識を高めることが、いじめの芽に気づくことや早期発見、未然防止につながります。さらに、児童相談所や警察などの関係機関と日常的な連携体制を築き、いじめから児童生徒を守ります。

(6) 子どもを主体とした取組の推進

いじめを未然に防止するためには、子ども自身が「いじめを許さない」姿勢を主体的に培っていくことが大切です。そのためには、他者や集団・社会のために役立つ経験を通して自己肯定感・自己有用感を育むことが重要です。

学校や地域において、異年齢や多世代との学習や交流など多様な活動の機会を通じ、様々な価値観があること等を学ぶことができる交流の機会と活動の充実に向けた取組を推進します。また、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験、奉仕体験活動、文化芸術体験活動など様々な体験活動を、地域資源を活用しながら積極的に推進します。

南箕輪中学校では平成24年度に生徒会が「南中人権宣言」を制定し、生徒会活動でもこの宣言の趣旨を生かした取組が継続されています。

また、南箕輪小学校では「いじめはぜったいしま宣言」を、南部小学校では「南部小学校なかま宣言」を制定しました。児童会等において異学年交流や体験的活動を通して、人権感覚を磨き合い、多様な価値観を大事にした「共に生きる心」を育む活動を大事にしています。今後も児童生徒を主体とした取組を大切に支援していきます。

3 学校の取組

学校は「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップのもと、「いじめ等の対策のための組織」を中核に協力体制を確立し、教育委員会と情報の共有及び連携のうえ、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、県の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び基本方針を参酌して、その学校の実情に応じ、自らの学校としてどのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめ問題に組織的に対応するため、いじめ防止等の対策のための組織を設置します。構成員は校長のほか複数の教職員を学校の実情に応じて学校長が決定します。事案に応じては、PTA関係者、心理・福祉の専門家や地域の関係者等を追加するなど、柔軟な組織とします。

この組織は、下記の内容を実効的に行います。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・ 学校基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じた見直し
- ・ 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があつたときの組織的対応の中核

(3) いじめ防止等に関する取組

① 未然防止の取組

いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組みます。

また、未然防止の基本となる、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指します。加えて、児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や自尊感情を高める活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動を行うことにより、集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくることに努めます。

② 早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要があります。

このため、日頃から児童生徒の理解や見守りと信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンケート調査や各種検査、教育相談を実施するとともに、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

③ いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は速やかに、いじめ防止等の対策のための組織を中心とした組織的対応を行います。そのために、学校基本方針をもとに具体的な対応手順を示した「い

じめ対応マニュアル」を整備し、全職員が共通理解のもと、一丸となって取り組みます。

また、いじめの発見、通報を受けた場合には、教育委員会に報告するとともに、組織的な対応を行い、事案によっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対処します。

4 保護者・家庭の役割

保護者には、子どもが命を尊重し、思いやりの心を育むための大きな責務があります。温かく安心できる家庭環境の下で、子どもが規範意識を培い、基本的な生活習慣を身に付けることなどが求められています。実際にいじめが起きたときには、大切なお子さんを真ん中に置き、学校等と連携・協力して適切な対応を行う役割を担っています。

(1) 保護者の責務

法第9条に「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあります。

(2) 保護者の役割

- ① 日頃から子どもの悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めます。
- ② 子どもと過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気づくよう努めます。
- ③ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりに努めます。
- ④ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるよう心がけます。

5 地域の役割

いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域全体で児童生徒の健やかな成長を促すために「地域に開かれた学校づくり」に協力し、信州型コミュニティスクール事業の取組を中心として学校と家庭や地域が連携、協働する体制を推進します。

6 重大事態発生時の対応 【参考1参照】

法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

さらに、その事態に対処するため必要がある場合は、専門委員会による当該事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行います。

重大事態については、県の基本方針には次のように規定されています。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の報告 〈参考 1－a〉

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを村長に報告します。

② 調査の趣旨及び調査主体について 〈参考 1－b〉

調査は、当該事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。

教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態の対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

③ 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合 〈参考 1－c〉

学校に設置するいじめ防止等の対策のための組織を母体とし、必要に応じて、学校評議員、PTA役員、学校医、心理や福祉の専門的知識を有する者を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた委員構成により、校長が設置します。

イ 教育委員会が主体となる場合 〈参考 1－d〉

調査は専門委員会が行い、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性、客観性を確保します。

なお、教育委員会は、必要に応じて県教育委員会に調査組織の設置について指

導、助言の要請、専門的知識及び経験を有する者の候補者について情報提供の要請を行います。

④ 調査の実施 〈参考 1－e〉

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする必要があります。その際は、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査します。教育委員会と学校は、調査主体に対して積極的に資料を提供し、いじめの事実関係の明確化に協力します。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮して行う必要があります。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供 〈参考 1－f〉

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時、適切な方法で説明します。これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する必要があります。

② 調査結果の報告 〈参考 1－g〉

調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、村長に報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えて村長に提出します。

(3) 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

① 再調査 〈参考 1－h〉

法第 28 条第 1 項による調査結果の報告を受けた村長は、法第 30 条第 2 項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項による調査の結果について

調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

② 再調査の結果を踏まえた措置等 〈参考 1－i〉

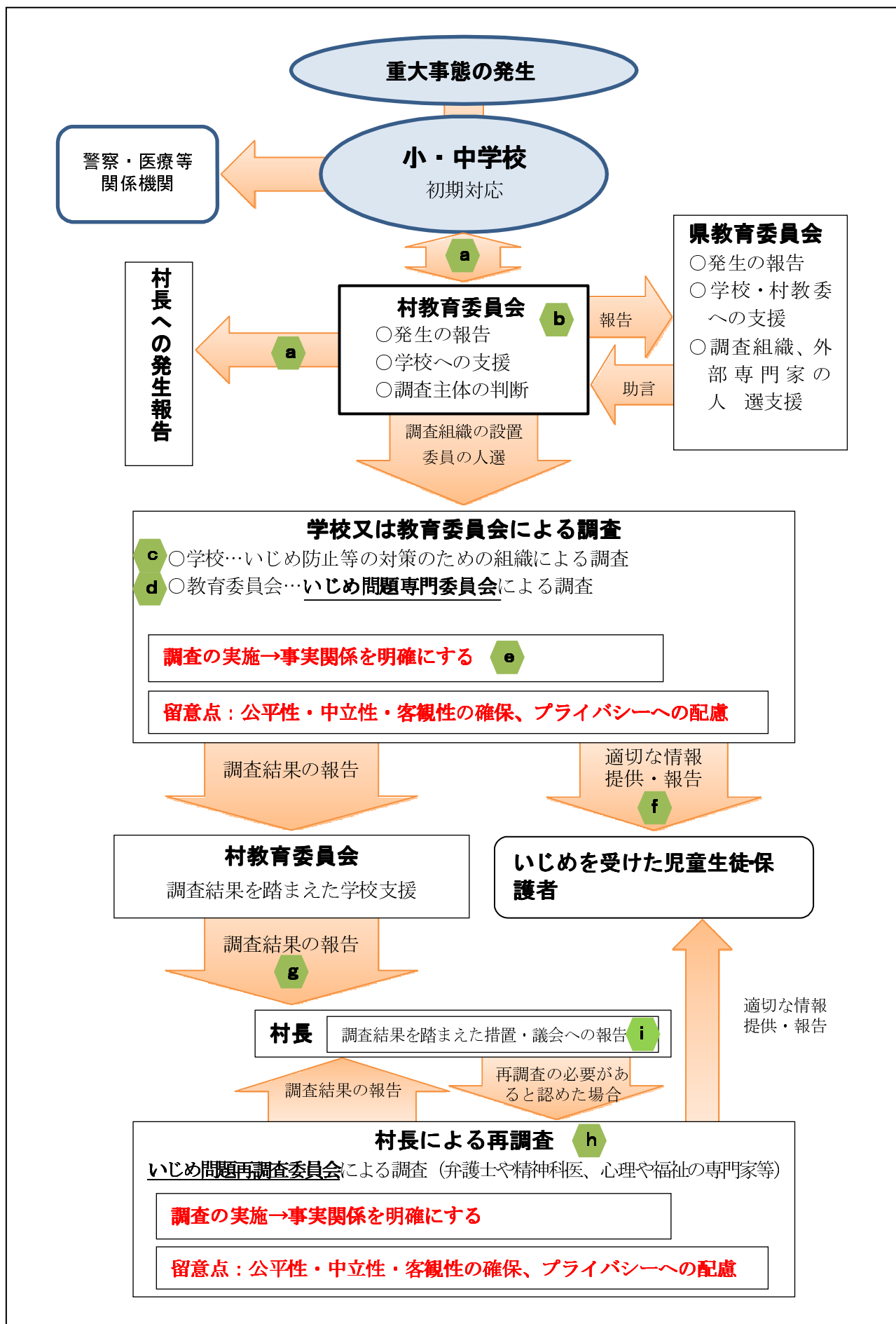
村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、総合教育会議で協議し、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講ずるものとします。

また、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、法 30 条第 3 項に基づき、村長はその結果を議会に報告します。

三 その他いじめ防止等のための取組

基本方針に基づく取組状況や結果について点検、評価を実施し、必要に応じて見直し等必要な措置を講じます。

【参考 1】重大事態発生時の対応



【参考2】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）＜関係条文抜粋＞

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止基本方針等

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、

いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

いじめは ぜったいしま宣言

南箕輪小学校

- ー わたしたちは いじめを ぜったいにしません
- ー まわりに こまっている人がいたら たすけ合います
- ー 笑顔あふれる 南箕輪小学校を みんなで つくっていきます

平成３０年度 制定

南部小学校 なかま宣言

わたしたちは

もし 自分だったらと考えながら

みんなでいじめをなくし助け合います

友だちの一人一人の良いところを見つけ

お互いに学び合います

悲しいときや困っているときは

まわりの友だちに話します

話してもらえる仲間になります

うれしいときには笑い合えます

みんな力を出し合って

いじめのない南部小学校

びょうどうで自由な南部小学校

笑顔がいっぱいあふれる

楽しい南部小学校を

みんなでつくっていきます

南 中 人 権 宣 言

< 前 文 >

私たち南中生の誰もが、明るく楽しい南中生活を送るため、以下の宣言を理解し、行動できるよう努力すること、一人一人の人権を守ることを誓い、ここに宣言します。

一、 私たちは一人ではありません。

困っている仲間がいたら、必ず力を貸します。

二、 つねに思いやりの心を忘れず、相手の立場になって考え、

あたたかい言葉で接し、仲間を大切にします。

三、 一人一人がかけがえのない存在であることを確認し、

ひとの傷つく言葉や行動は絶対にしません。

四、 南中生は、お互いを認め合い、

いじめや差別を絶対に許してはいけません。

五、 朝、昼、下校のあいさつはもちろん「ありがとう」や「お願いします」

などのあいさつも大切にし明るい環境をつくることを心がけます。

平成24年度 南箕輪中学校生徒会 制定

南箕輪村いじめ防止基本方針

平成 31 年 3 月策定

発 行：南箕輪村 南箕輪村教育委員会

編 集：南箕輪村教育委員会

TEL：0265-72-2104 FAX：0265-73-9799

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825-1

ホームページ <http://www.vill.minamiminowa.lg.jp>
